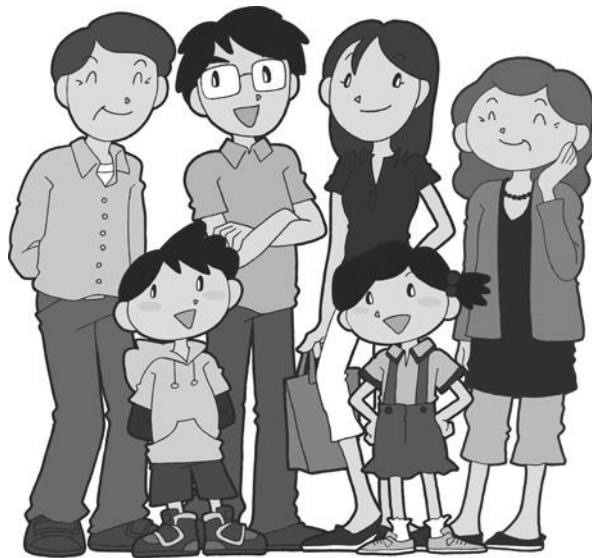


生 活 保 護 の し お り

～相談に来られた方へ～



神奈川県厚木市福祉事務所

厚木市中町3丁目16番1号

厚木市役所第二庁舎2階

TEL 046-225-2211(直通)

も く じ

1	生活保護とは	1
2	生活保護を利用する権利	1
3	生活保護制度について	1
4	生活保護を利用するまでの手続き	2
5	生活保護はこんなときに利用できます	3
6	生活保護の種類	3
7	生活保護を利用すると	4
8	保護費の返還	5
9	不服の申し立て	5
10	暴力団員に対する生活保護	5
11	不正受給にならないために	5
12	問い合わせ・相談先	7

1 生活保護とは

私たちは、病気やけがで、年をとって仕事ができなくなったり、離別や死別で収入がなくなったりするなどの、いろいろな事情で生計が苦しくなり、生活に困ることがあります。

このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用してもなお生活ができない場合に、一定の基準に従って最低生活に不足する分を国等が保障し、自立を支援する制度です。

2 生活保護を受ける権利

日本国憲法第25条第1項では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されています。

この条文（規定）に基づき、国は、生活保護法に定める要件を満たす限り、すべての国民について、生活保護を無差別平等に受けることができますとしています。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で定める暴力団員に対しては、保護は適用されません。

3 生活保護制度について

保護に要する経費は国民の税金で賄われていることなどから、各自がその持てる能力に応じて、できる限りの努力をすること、活用できる資産は生活費に充てることなど、最低限度の生活の維持のために能力や資産を活用していただきます。

なお、原則は次のとおりですが、資産によっては保有が認められる場合もありますので、詳細については面接相談員にご相談ください。

- (1) 働ける人はその能力に応じて働いていただき、自分の力で生活できるよう努めてください。（国民の三大義務の一つ：勤労の義務）
- (2) 持っている現金や預貯金は、生活費に充ててください。
- (3) 生命保険に入っている場合で、返戻金がある場合は生活費に充ててください。
- (4) 親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の扶養義務がある者（民法第877条）から、できるだけ援助を求めるようにしてください。なお、著しく関係が悪いなどの特別な事情がある場合はご相談ください。
- (5) ほかの社会保障制度（雇用保険、労災保険、各種年金、児童扶養手当、児童手当など）で、受けられるものはすべて受けてください。
- (6) 自動車や総排気量125ccを超えるオートバイの保有は原則として認められません。
- (7) 処分価値の高い貴金属類、有価証券などは処分して、生活費に充ててください。
- (8) 土地・建物は、現在居住している場合は原則として保有が認められますが、著しく処分価値が高い場合は売却して生活費に充ててください。また、ローン付き住宅の保

ゆう げんそく みと
有は原則認められません。

(9) 自分が耕作し、収益のある田・畑は保有を認められることがあります、耕作して
いない土地については、売却若しくは賃貸して生活費に充ててください。

(10) 山林・原野の保有は原則として認められませんので、処分して生活費に充ててくだ
さい。

また、保護の要否や程度は、世帯を単位として決定します。これは、生活が困窮してい
るという状態は、生計を同一にしている世帯全体の問題であるという社会通念に基づくも
のです。

4 生活保護を利用するまでの手続

そうだん 相談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、福祉事務所に相談してください。



しんせい 申請

保護申請書類等に必要事項を記入し、福祉事務所（生活福祉課）で手続をしてください。
また、預貯金通帳や保険証など、必要に応じていろいろな書類等を提出していただくこと
になります。なお、申請時に書類等を準備できない場合でも申請は可能ですが、その際は
ご相談ください。



ちょうさ 調査

申請後、福祉事務所の調査担当員があなたのご自宅に伺い、ご自宅の中などを調査させ
ていただきます。また、関係機関（官公署や金融機関など）にも調査し、扶養が期待でき
る扶養義務者（親・子ども・兄弟姉妹など）に対しては、扶養照会を行ないます。



けつてい 決定

調査に基づいて、あなたの世帯の収入と国が定めている基準額を比べ、保護が必要かど
うかを判断し、決定します。



つうち 通知

生活保護を利用できる場合は「保護開始決定通知」を、生活保護が利用できない場合は

「保護却下通知」を交付します。

※ 申請した日の翌日から14日以内、遅くとも30日以内に決定し通知します。

5 生活保護はこんなときに利用できます

生活保護は、原則として一緒に生活している家族すべてをひとつの世帯として捉えて、世帯ごとに適用します。そして、国が定めている基準（最低生活費）と世帯全体の収入額を比べて収入額が不足する場合に保護を利用することができ、その不足分を保護費として支給します。

保護が利用できる場合

収入が最低生活費を下回るため
保護を受けられ、不足分について
保護費が支給されます

最低生活費	
《収入》	《保護費》

保護が利用できない場合

収入が最低生活費を上回るため、
保護は利用できません

最低生活費	
《収入》	

※最低生活費とは…

国が定めている保護基準をもとにして、世帯の状況に応じて計算されます。

※収入とは…

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の法律によって支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯のすべての収入を合計したものをいいます。

6 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、国が定めている基準により支給されます。

また、扶助の種類によっては、金銭による支給ではなく、現物による支給やサービスの提供によるものがあります。

- (1) 生活扶助 → 食物・衣服・電気・ガス・水道などの日常の暮らしのための費用
- (2) 住宅扶助 → アパートの家賃・地代や住居の補修などの費用
- (3) 教育扶助 → 小・中学校の義務教育の学用品、教材費、給食費、学級費等の費用
- (4) 医療扶助 → 病気やけがの治療や薬代、医療機関や薬局にかかる費用
- (5) 介護扶助 → 介護サービスを受けるための費用

- (6) 出産扶助 → 出産するための費用
- (7) 生業扶助 → 資格や技能習得や高校の就学に必要な費用
- (8) 葬祭扶助 → 葬祭のための費用

7 生活保護を利用すると

次のことについて、必ず守っていただきます。

- (1) 生活保護を利用する権利は、他人に譲ることはできません。
- (2) 病気やけがの人は、早くなおるよう治療に専念していただきます。
- (3) 働くことのできる人は、能力に応じて働くよう努力していただきます。
- (4) 次のようなことは、必ず届出をしていただきます。
 - ア 世帯の人数が増えたり減ったりしたとき
 - イ 働くようになったとき、働けなくなったとき、勤め先が変わったとき
 - ウ 収入（給料、仕送り、年金、手当など）があったとき、またはなくなったとき
 - エ 家賃、地代が変わるとき
 - オ 医療機関にかかる必要がでたとき（初診時）や、月初めにかかるとき
 - カ 入院・退院のとき、又は入院先が変わるとき
 - キ 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
 - ク 年金や手当が受けられるようになったとき、または受けられなくなったとき
 - ケ 高校や大学に入学したとき、または中途退学や卒業したとき
 - コ 海外に渡航するとき、また一時的に市外で生活するとき（無断で長期の旅行はしないでください。）
 - サ その他、生活状況が変わったことがあったとき
- (5) 生活保護費は大切に使い、生活の維持、向上を心掛け、一日も早く自分の力で生活をしていけるように努めていただきます。また、生活保護費は国民の税金によって賄われていますので、無駄遣いやギャンブルなどに消費することのないよう、規則正しい生活に努めていただきます。（場合によっては、家計簿の作成を指導することがあります。）
- (6) 生活状況などの把握のため、定期的な家庭訪問による面談を行います。
- (7) 交通事故等、第三者により病気やけがになった場合は、必ずすぐに福祉事務所まで報告していただきます。
- (8) 原則として自動車及び総排気量125ccを超えるオートバイの運転や保有はできなくなります。

ただし、障がいや病気を理由として、公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通院等に特別な事情がある場合、自動車の保有や運転が認められる場合もあります。
- (9) 生命保険については、保険料や返戻金が多額である場合、保有が認められない場合があります。
- (10) 各種収入を得た場合は申告していただきます。また、借金についても、収入として報告

していただきます。

(11) 国民健康保険に加入している場合は、資格を失います。医療機関等（薬局含む。）を受診する場合は、福祉事務所で発行する医療券（調剤券）を医療機関等に提出することになります。

(12) あなたの生活維持、向上、その他保護の目的達成のために、福祉事務所から必要な指導及び指示をすることがありますので必ず従っていただくようになります。従わない場合は、保護の変更、停止又は廃止の措置を行う場合があります。

8 保護費の返還

資力があるにもかかわらず、やむを得ない事情などにより保護を利用した場合、または、いろいろな事情で保護費に払い過ぎが生じた場合は、すでに支給された保護費（医療費を含む。）を後で返還していただくことになります。

たとえば、次のような場合があります。

- (1) 保有を認められない土地や証券（株）などの資産を売却し、収入を得たとき
- (2) 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- (3) 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- (4) 交通事故の示談金（慰謝料など）・補償金を受け取ったとき

また、事実とちがった申請をしたり、収入の申告をしなかったり、あるいは偽りの申告をして不正な方法で保護を受けた場合は、不正受給としてこれまでに受けた保護費を返還していただきます。さらに、不正な手段で保護を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

9 不服の申し立て

福祉事務所が行った保護申請の却下、保護の変更、停止又は廃止などの決定内容に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に神奈川県知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

10 暴力団員に対する生活保護

暴力団員は、保護の要件を満たさないため、保護の利用はできません。

11 不正受給にならないために

生活保護を受けている間に、世帯の収入や世帯員の状況が変わったときは、早急に福祉事務所に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、その他不正な手段により保護費を受け取ると「不正受給」となります。

生活保護法 第61条 (届け出の義務)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

(1) 収入申告について

収入の種類には、給料、仕送り、年金、各種手当、保険金などがあります。収入のあった方は、収入の多い少ないにかかわらず、必ず収入申告を行う義務がありますので、早めに申告してください。

なお、収入申告の際は、収入のわかるもの（給与明細や年金支払通知書等）を持参してください。

また、生活保護利用中の借金（年金担保貸付を含む）は認められていませんが、もし、借金をされた場合は原則として収入とみなされ、生活保護費が減額になります。

(2) 働きによる収入の届出

働いて収入があったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例) ・ 定期的な収入（毎月の給料など） ・ 未成年者のアルバイト収入など
・ 臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）

働いたことによる収入については、交通費などの必要経費のほか、収入額に応じて定められた控除額を差し引いた額を認定します。つまり、働かないより、働いたほうが手元にお金が残ります。

ただし、仕事をすぐ辞めると控除額を差し引くことができない場合があります。

また、未成年者（単身者等を除く）の場合、上記とは別に20歳未満控除を差し引きします。高校生等のアルバイトの場合、私立高校の授業料の不足分のほか、修学旅行費などに充てる費用については、必要最小限度の額を収入認定の対象から除くことができます。（必要書類の届出が必要です。）

(3) 働きによらない収入の届出

年金や手当、他からの援助など、働きによらない収入があったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例) ・ 年金や公的手当などの収入 ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金
・ 親族などからの仕送りや援助
・ 交通事故の相手方からの損害賠償金、慰謝料など

また、保有を認められた生命保険の解約返戻金であっても収入になりますので、届け出てください。福祉事務所に事前に認めた一部の貸付金を除き、生活保護利用中は借金（年金担保を含む）が認められていませんので注意してください。

(4) 資産の届出

資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例) ・ 生命保険や損害保険などの各種保険 ・ 土地や家などの不動産
・ 自動車や高価な貴金属類など ・ 相続による預貯金・不動産の取得

(5) 世帯状況の変化の届出

世帯の者が増えたときや減ったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(例) ・世帯員の転入、転出、入院、退院、出生、死亡、就職、離職

・住居の家賃や地代の変更 ・世帯員が外国に渡航（事前の報告が必要）など

(6) 不正受給について

不正受給を行ったときは、不正に得たお金を福祉事務所に返さなければなりません。

また、悪質と判断された場合は、法律により罰せられる場合があります。

生活保護法 第85条（罰則）

不正の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

刑法 第246条第1項（詐欺）

人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

12 **問い合わせ・相談先**

福祉事務所（生活福祉課）では、保護の相談を受け付けています。相談した方の相談内容等、秘密は守りますので、困ったことや分からないことがありましたら、ご相談ください。